

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月30日

【会社名】 テイカ株式会社

【英訳名】 TAYCA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 出井 俊 治

【本店の所在の場所】 大阪市大正区船町1丁目3番47号

【電話番号】 大阪(06)6555局3250番 (代表)

本店は上記の場所に登記しておりますが、実際上の業務は本社事務所で行っております。

本社事務所の所在の場所 大阪市中央区谷町4丁目11番6号
電話番号 大阪(06)6943局6401番 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 総務部長 中 務 康 介

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋3丁目8番2号

【電話番号】 東京(03)3275局0815番 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 東京支店長 村 田 悦 宏

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第156回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款の一部変更を行うものであります。

1. 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
2. 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
3. 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
4. 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則第2条を設けるものであります。なお、本条は期日経過後に削除するものといたします。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、出井俊治、西野雅彦、中務康介、岩崎多摩太郎、村田悦宏、名木田正男の6氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案	201,208	199	—	(注)1	可決 99.89
第2号議案					
出井 俊治	190,447	10,966	—	(注)2	可決 94.55
西野 雅彦	199,898	1,515	—	(注)2	可決 99.24
中務 康介	199,412	2,001	—	(注)2	可決 99.00
岩崎 多摩太郎	199,907	1,506	—	(注)2	可決 99.25
村田 悦宏	199,412	2,001	—	(注)2	可決 99.00
名木田 正男	196,362	5,051	—	(注)2	可決 97.49

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数に、株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上